

# 新型コロナウイルス感染症に係る 小学校等の臨時休業等に伴う緊急生活資金貸付のご案内

## 1. 本貸付金について

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等※の臨時休業等に伴い、子の世話のため、休業や失業を余儀なくされ、一時的に収入が減少し、生計の維持が困難となった小学校等に在籍する子どもを持つ世帯へ、安定した生活を送れるようにすることを目的として、緊急的に生活資金を貸し付けます。

※小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、子どもルーム、幼稚園、保育所、認定こども園等

## 2. 対象となる方

次の（１）から（５）までのすべてを満たす世帯の世帯主が対象です。

- （１）小学校等※の臨時休業等に伴い、子の世話のため、令和２年２月２７日から３月３１日までの間に、休業又は失業により、一時的に収入が減少し、生計の維持が困難となったこと
- （２）小学校等に在籍する子どもがいること
- （３）千葉市内に住所を有していること（６か月以上）
- （４）生活保護を受けていないこと（保護停止中の世帯も対象外です）
- （５）世帯全員の平成３０年分の所得の合計額が次の表に定める額に満たない世帯

世帯人数	２人	３人	４人	５人以上
合算額	４３０万円	６２０万円	７３０万円	１人増すごとに７３０万円に ３０万円を加えた額

## 3. 貸付内容

- （１）貸付限度額 ２０万円以内
- （２）利子 無利子
- （３）据置期間 貸付の日の翌月１日から２か月以内
- （４）返済期間 １２か月以内
- （５）返済方法 月賦返済
- （６）連帯保証人 不要

## 4. 貸付方法

下記６，７に記載の書類をご提出ください。

書類を受理後２週間以内を目途にご指定の銀行口座にお振込みします。

## 5. 申請期間

令和２年３月１０日（火）から３月３１日（火）まで

## 6. 申請に必要な書類

番号	添付書類	備考
1	借入申込書	借入申込者は世帯主となります。
2	小学校等の臨時休業に伴い、令和2年2月27日から3月31日までの間に、休業又は失業により、一時的に収入が減少したことがわかる書類	次に掲げる書類のうちいずれか一つ ・雇用主の発行する休業証明書（自営業・日雇労働者（日雇労働被保険者ではない方）・フリーランス等の方は申告書）など ・離職票、雇用保険受給資格者証、雇用主の発行する離職証明書（離職証明書の取得できない方は申告書）など
3	市・県民税課税証明書	世帯全員（※）の平成30年分の課税証明書

※所得がなく、かつ、世帯にいる者に扶養されていることが課税証明書により確認できる場合には、その世帯員について証明書の提出は不要です。

・お借入れをお急ぎの場合には、借入申込時に下記7の「貸付時に提出する書類」2点も併せてご提出ください。

・上記の書類とは別に、審査に必要な書類を求めることがあります。

## 7. 貸付時に提出する書類

番号	添付書類	備考
1	借用書	
2	借入申込者の通帳の写し	貸付金の振込先となる世帯主の本人名義口座

## 8. 相談受付窓口（8：30～17：30（土日祝日・年末年始除く））

地域福祉課（市役所1階）

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

電話：043-245-5158 FAX：043-245-5620

## 9. 書類提出先

(1) 地域福祉課（市役所1階）

(2) 各区の受付窓口

中央区役所（きぼーる） 11階小会議室	／	花見川区役所 2階2-1会議室
稲毛区役所 2階 暮らし安心室	／	若葉区役所 1階ロビー
緑区役所 4階 地域振興課	／	美浜区役所 3階 地域振興課

## 10. 留意事項

貸付にあたっては審査があります。

審査結果によっては、貸付ができない場合や、借入希望額よりも少額の貸付となる場合があります。